

第13回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年4月6日（木）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 お待たせいたしました。それでは、第13回行政手続部会の記者会見を行います。
会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○大槻参事官 御説明いたします。行政手続部会に関しましては、3月29日に手続部会として取りまとめを行い、同じ日に規制改革推進会議に報告し、了承されたところでございます。その際、総理から推進に関して指示をいただいたところです。

次のステップとしまして、4月中に各省庁に対して基本計画を策定するための作業方針を示すことになっておりまして、そのための作業方針の骨格について、今日、会議をしたということでございます。

資料1「基本計画策定のための作業方針の骨格（たたき台）」でございますけれども、最初に（注）としまして、「基本計画は各重点分野について各省庁別に作成することを前提に記載。」としております。これはどういう意味かと申しますと、例えばある省が、重点分野が営業の許認可に係る手続と補助金の手続である場合は、その省は営業の許認可等について一つ基本計画を作り、補助金についてもう一つ基本計画を作り、合計2個の基本計画を作る。そういったことを前提としております。

それから1番に共通編とあります。この共通編の意味ですが、今日お渡しした参考資料2の参考2、こちらは先日の3月29日の取りまとめの資料の一部になりますけれども、左上に重点分野がありまして、1から9までございますが、この重点分野のうち、3番「国税」、4番「地方税」とありますが、その2つを除いたものについては7分野でございますけれども、共通する部分が多いので、共通編ということで作業方針を書いています。一方で国税、地方税というのは、それぞれ大きな2番、3番で、後で出てきますけれども、別の章立てにしているところでございます。

（注2）ですが、「以下、『営業の許可・認可に係る手続』（「営業の許認可等」）について記述し、他の分野の手続については、適宜、読み替える。（個別の注を付したものはそれに従う。）」ということで、今度は営業の許認可を前提に書いていますけれども、違う部分は注を付すということでございます。

（1）対象手続の一覧表の作成ですけれども、基本計画を策定するに当たっては、まず、対象の手続が何なのかを特定する必要がありますので、重点分野ごとに一覧表を作成してもらうということを、まず、考えております。その上で①ですが、対象手続は、民間事業者が行う手続を対象とするということにしていまして、今回の部会の取組はそもそも昨年

6月の日本再興戦略2016の閣議決定に端を発しているのですが、そこにおきまして、事業者目線でやっていくということがありますので、当然、民間事業者が行う手続を対象とするということを示しております。

②で、別添の「基本計画の対象手続一覧表」（作成中）に必要事項を記載するというところで、フォーマット状の一覧表というものを考えておりますけれども、今日の段階では作成中なので、ここにはつけておりません。

③ですけれども、対象とする手続は、事業の開始時のみならず、継続・拡大時、終了・承継時まで含むということで、これも確認ですが、事業者へのアンケートをしましたところ、事業の3つの段階におきまして、それぞれニーズが見られたということで、当然、この3つの段階を対象とするということを書いています。

その下の（注）ですけれども、「例えば、『営業の許認可等』については、『～を営もうとする者は、許可を受けなければならない』、『〇〇事業を行おうとする者は許可を受けなければならない』等の規定に基づく許認可等のほか、当該規定の置かれている法令において、事業者が事業の開始、継続・拡大、終了・承継に必要となる許認可等を含むものである。（例えば、事業を行う際に道路の使用許可などが必要としても、当該許可は含まない）」ということで、営業の許認可等とは何なのかといったことを、少し法律的に定義をしたものでございます。

④ですが、「基本計画の対象手続一覧表」には、「許認可等現況表（平成27年4月1日現在）」を参考にして、i 手続の名称と根拠法令、それから ii 手続の申請等件数を記載するというようにしています。

昨年10月頃の第2回の部会でも紹介しましたが、総務省で許認可等の分析把握というものを隔年で行っていきまして、許認可等現況表というものを公表しております。これを参考にさせていただいて、各省庁は手続一覧表を作るということを考えております。

それから、2ページ目の（注1）ですけれども、基本計画策定までに記載できない項目がある場合には、その具体的理由を欄外に記載するというところで、この一覧表の中に、例えば申請書の件数もあわせて整理をして書いてくれというようなことを言っているのですが、例えば地方公共団体に照会しないと分野がわからないので間に合わないということがあったら、そういったことに注意するというようなことを考えています。

（注2）が、補助金の手続です。補助金適化法の補助金として、具体的には「補助金総覧に『補助金』として記載されるものとする。なお、平成29年度限りで同趣旨の補助金も含めて廃止されることが確定される場合は対象外とする。」としております。これは補助金総覧という公表物がありますので、そこに書いてあるものを参考にさせていただいて一覧表を作るということでございます。

なお書きですけれども、29年度限りで廃止されてしまうような補助金については見直す実益は少ないと思うのですが、同じような趣旨で翌年度以降も実質的に継続するというものがある場合は、そういったものも含めて、今回、手続の一覧に入れてほしいという趣旨

でございます。同じく補助金の名称と予算、補助金の申請件数といったものを記載すると
しています。

(注3)、「『社会保険に関する手続』、『従業員の労務管理に関する手続』、『商業
登記等』、『従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行』については、『基本計画の
対象手続一覧表』には、上記の営業の許認可等の例にならって記載する。」とあります。
これらの重点分野も、基本的に手続といえは許認可等のことでもありますので、営業の許認
可等の例に倣って記載するというようお願いしています。

なお書きは、そんなに数は多いとは思われませんが、書類の作成等の義務がある場
合がありますので、こういった場合は別の記載をしていただくということでございます。

(注4)、「『調査・統計に対する協力』については、『統計改革の基本方針』により、
新たに整備・改善されるものを除いた、既存の統計調査（基幹統計調査、一般統計調査）
を対象とする。被調査者が民間事業者でないものは対象外とする。」とあります。こちら
については手続部会の取りまとめを見ていただきますと、参考資料2の17ページ、(注3)
とあるのですが、ここで調査・統計に対する協力をどうするかということの注を、少し要
約をして記載しているということでございます。

もとの資料に戻りますと、「他の統計を加工することにより作成される加工統計は対象
外とする。なお、平成29年度に実施される統計調査を対象とするが、30～31年度に調査の
実施予定がないものは対象外とする。」としています。また、一覧表には統計調査の名称
等、統計調査の調査周期等を記載するとしております。

3ページに行きまして、(2)基本計画の作成です。以下について記載するということ
で、①手続の概要、②電子化の状況、③削減方策、④コスト計測としております。例えば
電子化の状況に関しましては、部会取りまとめで言いますと、8ページに行政手続簡素化
の3原則とありまして、原則の1番目が行政手続の電子化の徹底ということもありますの
で、こういったものを基本計画の中に記載しているということです。

また、削減方策の中で、スケジュールを記載するとありますが、このスケジュールにつ
きましても、部会の取りまとめでいきますと16ページというものがありまして、これは取
組期間は3年とするがあつて、事項によっては5年で許容するとございますので、そうい
ったことも書いてもらう。また、コストの計測ということで幾つかありますけれども、こ
れも部会の取りまとめに遡りますと、15ページのボックスのところ少し細かい整理がご
ざいますので、こういったことを書いてもらうということを考えてございます。

(3)参考資料ということで、根拠条文なども見ていただくということでございます。

(注)とありますが、「対象手続の一覧表及び参考資料については、基本計画に添付す
る。」ということにしています。

2「国税」です。国税につきましては、取りまとめに戻っていただきますと、これも16
ページです。国税については削減目標と別途の数値目標を定めるということで(注1)が
ありまして、こういった状況が他の7分野とは違うので、少し読み違えた形で基本計画の

作成のところを考えてございます。

①手続の概要、②電子化の状況は同じですが、③削減方策が部会の取りまとめの注に書いてある内容と同じことを確認しております。

(2) 参考資料。これは関係条文で同じです。

最後に3「地方税」のところですが、これも国税と同様で、取りまとめに記載された注の内容と同じことを書いているということでございます。

よろしいでしょうか。

○石崎参事官 大体以上でありまして、今後のスケジュールでありますけれども、今日お示ししたのが、たたき台ということでありまして、本日、委員からいただいた議論を踏まえて、4月の中旬、4月中には作業方針を取りまとめて、各省に示して、基本計画自体は各省で6月末までに作ってもらうというスケジュールで進めていきたいと考えております。

中身は大槻参事官から説明したとおりですが、1ページ目に書いてありますように基本計画自体は各重点分野について各省別で作成するという事なので、例えば国土交通省で1本というよりも国土交通省の中でも国土交通省の中の営業の許認可とか、国土交通省の中の、国土交通省の補助金とか、そういったくくりで作っているということでありまして。

とりあえず以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手の上、当てられましたらお名前と御所属をお話しの上、御質問ください。

いかがでしょうか。

○記者 日経新聞のヨシダと申します。

この4月中～下旬に作業方針を取りまとめられる際は、委員の方からの意見を反映されると思うのですが、その対象となる手続もこの段階で出るということでしょうか。

○大槻参事官 対象となる手続の考え方を示すだけで、具体的にどれが入るのかというのは、その6月末の基本計画の策定段階で各省庁が一覧表を作るということでございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 NHKのナリサワと申します。

今日の会議の中で出された意見で主なものがあれば教えてください。

○大槻参事官 基本計画の策定のところ、削減方策について書いてもらう。具体的な取組の内容を記載するとあるのですが、具体的な取組の内容のイメージが湧かないという話がありまして、各省庁の参考にもなるように、こんなことをやってほしいといったことを検討して、この作業方針の中に入れてはどうかといった御意見がございました。

後は、実際にその取組をやっていくのですが、一覧表を作って手続の件数などを確認するのですが、例えば0件の手続というの、まああるのですけれども、そういったものを見直すことに実益があがるのだろうかというようなこともあって、そういったものの扱いをどうするかということも考えていかなければいけないねというような話がございました。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

○記者 朝日新聞、ナンニチです。

ここである基本計画は各省庁が作ることになるのか、それとも規制改革推進会議として何かまとめたものが出るのか。その辺のイメージが分からないので教えてください。

○大槻参事官 それは部会の取りまとめに明記されていまして、例えば18ページを見ていただければと思うのですが、重点分野とあって、②とある上の箱の、各省庁は基本計画を平成29年度6月末までに策定するというので、基本的に各省庁が作成すると。一方で、この③に書いてありますけれども、7月以降、行政手続部会は各省庁の基本計画について幅広く点検し、必要な改善を求めるということで、また部会を開催していくというようなことを考えています。

○記者 そうすると、各省庁が出してきたものは規制改革のところにとりあえず一元化されて、各省庁がばらばらに出すのではなくて一元化された形で出てくるものという理解で大丈夫でしょうか。

○大槻参事官 基本的に公表をお願いしていますので、それを見れば誰でも分かるということでございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 日経新聞のヨシダです。

作業方針の骨格のたたき台の最初のほう、(1)の対象手続のところ、事業に関係のない個人については除かれると書いてあるところで恐縮ですけれども、統計について民間事業者以外に今後個人が対象の統計のコストを削減されるお考えはあるのでしょうか。

○大槻参事官 簡単に言いますと、例えば国勢調査など全国民にやっているものがありますので、今回の我々の取組の中では対象としないということです。別途、統計改革というものをやっております、その中でも報告者の負担の軽減のようなことが議論されていますので、その統計全体で検討されている部分はございます。

○石崎参事官 つけ加えると、今回の取組は事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化をやるということなので、もともとのスコープ・オブ・ワークは事業者ということになっているものですから、この規制改革会議の行政手続部会では、それをやっていくことがミッションとなります。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第13回行政手続部会の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。